提出先	名古屋市

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 3 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書)

1 基本情報 < 共通 >

フリガナ	シャカイフクシホウシ゛ンコ・	ウヨウフクシカイ									
法人名 社会福祉法人光洋福祉会											
法人所在地	〒 463-0003 名古屋市守山区 一粒荘	大字下志段「	味字穴ヶ洞22	266-250							
フリガナ	ツホ゛カワカクノフ゛										
書類作成担当者	書類作成担当者 坪川 覚宣										
連絡先 電話番号 052-736-0571 FAX番号 052-736-0572 E-mail hitotsubusou@drag											

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

☑ 福祉·介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)

☑ 福祉·介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について〈共通〉

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

(1)福祉・介護職員処遇改善加算のみ	み計画する場合	
1	算定する処遇改善加算の区分	────────────────────────────────────	
2	処遇改善加算の算定対象月	一 次 が小れなれる とのとのう	
3	令和 3 年度処遇改善加算の見	已込額 20,288,964	円
4	賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること) 0	円
	i)処遇改善加算の算定により賃金改善を行	テった場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)	田
	ii)前年度の福祉・介護職員の賃金の総額(自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-	処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独 -(ウ)-(エ) 0	田
	「(ア)前年度の福祉・介護職員の賃金の総	念額	田
	(イ)前年度の処遇改善加算の総額		円
	(ウ)前年度の <u>特定加算のうち福祉・介護</u> (前年度に特定加算を算定していた場		円
	(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者	音等の独自の賃金改善額	円
(5)	賃金改善実施期間	令和 年 月~令和 年 月	

【記入上の注意】

- ・処遇改善加算のみの計画である場合は、以下の2(2)、(3)、(4)口、5の記載は不要である。
- ・④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の福祉・介護職員の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・④ ji)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算のうち福祉・介護職員に支給された額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(ただし、特定加算の額については、福祉・介護職員に支給された額のみを計上すること。)
- ・④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出の前年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	——※ 別	紙様:	to_	- 2 M	レセル	ı								
② 処遇改善加算の算定対象月	יל אי	和八字	.,	-20)	∠ あり									
③ 令和 3 年度処遇改善加算の見	③ 令和 3 年度処遇改善加算の見込額													
④ 賃金改善の見込額(i-ii)			(右欄σ	額は(③欄の	額を上回	1ること)			20,385,782	円		
i)処遇改善加算の算定により賃金改善を行 (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の					.額)					円				
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	取得し実施	色される	賃金	改善額	及び	独自の)賃金改	善額を		円				
「(ア)前年度の <u>経験・技能のある障害福祉</u>	人材(A)とff	也の障害	福祉	<u> </u>	<u>B)</u> の賃	重金の	総額			円				
(イ)前年度の処遇改善加算の総額											20,352,168	円		
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の	職種(C)に	支給され	た客	を除く	\mathbf{C}						5,428,647	円		
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者	(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額													
⑤ 賃金改善実施期間	令和	3	年	4	月	~	令和	4	年	3	月			

【記入上の注意】

- ・④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ ii)(ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、<u>処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無い</u>が、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ・④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を 除いた額を記載すること。
- ・④ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。

[・] ④ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3)福祉·介護職員等特定処遇改善加算

1	算定する特定加算の区分													
2	処遇改善加算の取得状況	*1.3	別紙	様ェ	式2-	3のとおり	. 2	別紙2一	·2のと	おり	I			
3	特定加算の算定対象月													
4	令和 3 年度特定加算の見込額	頁(g)									5,381,448	P	9	
⑤	賃金改善の見込額(i-ii)			(7	 右欄の	額は④欄の	(額を	上回ること)			5,429,179	F	9	
	i)特定加算の算定により賃金改善を行った													
	ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等で 除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	を取得し実施	される賃	重金i	改善額	及び独自の	の賃金	企改善額を			177,721,243	P	9	
	「(ア)前年度の賃金の総額										205,757,875	F	9	
	(イ)前年度の処遇改善加算の総額										20,352,168	P	9	
	(ウ)前年度の特定加算の総額										5,602,876	P	9	
	(工)前年度の各障害福祉サービス事業	者等の独自の	の賃金改	ζ善 客	頚						2,081,588	P	9	
6	平均賃金改善額					検・技能のあん 言福祉人材(A	-	他の障害福	a祉人材	ј(В)	その他の職種	媑(C))	
	i)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く		を取得し実施される 100,000,440 四 70,400					5,134	円	4,402,60	67	円		
	ii)前年度の常勤換算職員数(i)					175.2	人		172.8	人	12	2.0	人	
	iii)前年度の一月当たりの常勤換算職員数	数(j)				14.6	人		14.4	人	1	1.0	人	
	iv)前年度のグループ毎の平均賃金額(月	額』【基準額	[3](h)/(i))		575,476	円	41	9,532	円	366,88	89	円	
		のみ実施				30,717	円					-		
	v)グループ毎の平均賃金改善額 (月額)(g)/(j)/(k)	(5,381,6	318 円)) ((5,381,618 円)									
	※予定している配分方法について選 ̄)及び(B)を実	施		#1	DIV/0!	円	#DIV/	′0!	円		_		
	択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前	(#DIV/	(0! 円)) ((#	tDIV/0! 円)	(#DIV/	0! 円)				
	年度の一月当たりの常勤換算方法に (A))(B)(C)全てJ	 足施			DIV/0!	円	#DIV/		円	#DIV/0!		円	
	より算出した職員数から算出した一人 当たり配分額(月額)。(括弧内はグ	(#DIV/	(0! 円)) ((#	DIV/0! 円)	(#DIV/	0! 円)	(#DIV/0!	円)	
	ループ毎に配分可能な加算総額(年 額)) 上記	記以外の方	法で実が	包		20,752	円	1	0,066	円	4,5	24	円	
		(5,429,4	143 円)) ((3,	635,750 円)	(1,739,4	105 円)	(54,288	円)	
	月額平均8万円の賃金改善となる者又はこ	炎善後の賃	金が年客	預44	0万円	となる者	1	4 人(見記	<u>入</u>)					
	(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後			円以.	上となっ	る者」を設定	できた	ない場合その	理由)					
	□ □ 小規模事業所等で加算額全体が少額	紅であるため。												
	職員全体の賃金水準が低く、直ちに月]額平均8万[円等まで1	賃金	:を引き	上げることか	が困難	ぎであるため。	,					
	月額平均8万円等の賃金改善を行うに することが必要であり、規程の整備や								:められる	る能力	力や処遇を明確値	化		
	□ その他()	
7	賃金改善実施期間(k)	令和	3 4	年	4	月 ~	令	和 4	年	3	月(12 か	<u>一</u>)	

【記入上の注意】

- ⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、<u>処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載</u>すること。
- ・⑤ ii)(イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- ・⑤ ii)(エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算等に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- ・⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・⑥iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

	連職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし												
賃金改善を行 う給与の種類	▼ 基本給												
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)												
	就業規則の見直し 「「賃金規程の見直し その他(
	(賃金改善に関する規定内容)												
	給与等支給規程第18条に定める昇給の実施及び第14条に定める特別手当(処遇改善手当)の支給。												
具体的な取組 内容	昇給平均月額27,001円、特別手当平均月額33,888円の改善。												
內谷	当該平均賃金改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加分も含み、税引前であるため、実際の個々人の手取り額と は必ずしも一致しない。												
	1320 y しも一致しない。												
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。												
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。												
	(上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (☑ 実施済 □ 予定)												
口 福祉・介護	職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(レ) v 変更なし												
経験・技能の	次の条件を満たす職員を「経験・技能のある障害福祉人材とする。 ・サービス管理責任者として勤続10年以上の者												
ある障害福祉	・福祉・介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を有する者で勤続10年以上の者												
人材の考え方	※勤続年数については、他法人等における実務経験も含む。 ※国通知のとおり、職員分類の変更特例は行わない。												
	ACIDEMAN COO A MASCA ACID AND THE OF THE OWNER OWN												
賃金改善を行	☑ (A)経験・技能のある障害福祉人材 ☑ (B)他の障害福祉人材 ☑ (C)その他の職種												
う職員の範囲	((A)にチェック(✔)がない場合その理由)												
賃金改善を行	□ 甘土仏 □ エル(無方の横続) □ 常上 □ スの仲												
う給与の種類	□ 基本給 □ 手当(新設) → 手当(既存の増額) □ 賞与 □ その他												
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)												
	□ 就業規則の見直し □ 賃金規程の見直し □ その他()												
	(賃金改善に関する規定内容)												
	給与規程第14条に定める特別手当(処遇改善手当)の支給。												
具体的な取組	(A)平均月額20, 752円、(B)平均月額10, 066円、(C)平均月額4, 524円の改善。 当該平均賃金改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加分も含み、税引前であるため、実際の個々人の手取り額と												
内容	国談平均真金成善額は見込みがり宝体の平均で、法定福利資等の増加分も含み、祝与削であるため、美際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。												
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。												
	資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。												
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。												
	(上記取組の開始時期) ┃ 令和 1 年 10 月 (☑ 実施済 □ 予定)												
ハ 各障害福	祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く独自の賃金改善												
	「(1)④ ii)(エ)」、「(2)④ ii)(エ)」又は「(3)⑤ ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載												
	(2)④ ii) (工)												
	福祉・介護処遇改善加算対象外のサービス管理責任者にも障害福祉人材と同等の改善を行っている。												
善の具体的な 取組内容	(3)⑤ ji)(エ) 福祉・介護処遇改善加算対象外のサービス管理責任者及びその他の職種にも障害福祉人材と同等の改善を行ってい												
-1V-1/11, 1_11,	る。												
以上。在 ^ =:													
独自の賃金改善額の質定規	給与規程第14条に定める特別手当(福祉・介護処遇改善加算に係る特別手当)は全職種に支給。												
苦観の昇疋恨 拠	個子が任力 中木 - ための付別ナコ\ 個 ・												

3 キャリアパス要件についてく処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。

++	リフ	アパス要件 I 次のイからハま・	での	す~	くての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 ✓ 該当								
	1	福祉・介護職員の任用における	5職(立、	職責又は職務内容等の要件を	を定めている。								
	П	イに掲げる職位、職責又は職利	务内:	容等	いた に応じた 賃金体系を定めて に応じた しまる はいまする は	ง る。								
•	/\	イ、口について、就業規則等の	明確	な	根拠規定を書面で整備し、全	ての福祉・介護職員に周知している。								
++	リフ	アパス要件Ⅱ 次のイとロ両方(ル基	準を	と満たす。	加算 I・Ⅱ の場合は必ず「該当」 <mark>✓</mark> 該当								
	イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。													
						って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するととも 価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること								
		イの実現のための具体的な 取組内容 (該当する項目にチェック(✔)		1										
		た上で、具体的な内容を記			資格取得のための支援の実	施 ※当該取組の内容について下記に記載すること								
		載)	>	2	実習・受験等に際して、勤務シフ	トの配慮を行う等。								
		イについて、全ての福祉・介護	職員	1=5	割知している。									
٠.				-	** ** ** ** - *									
+1	? リ. イ		_			加算 I の場合は必ず「該当」 ✓ 該当 担 非該当								
		みを設けている。			(PETA :									
			~	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」など	ごに応じて昇給する仕組みを指す。								
		具体的な仕組みの内容(該当 するもの全てにチェック(ノ)す ること。)		2	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。た 護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する									
					一定の基準に基づき定期に昇総 ※「実技試験」や「人事評価」など 基準や昇給条件が明文化されて	ごの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価								
		イについて、全ての福祉・介護	職員	1=5										

▼要件皿を満たす(加算 I を算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) □ 変更なし

【処遇改善加算】

ー 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で<u>必ず1つ以上</u>にチェック(✔)すること。ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全でにチェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。 ※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が 困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を充たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとす る。

分類		内容									
		法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化									
入職促進に向		事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築									
けた取組		他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築									
	Г	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施									
資質の向上や	>	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする 者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の 受講支援等									
キャリアアップ	7	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動									
に向けた支援		エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入									
		上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保									
		子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備									
両立支援・多	7	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備									
様な働き方の 推進		有給休暇が取得しやすい環境の整備									
72.2		業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実									
		障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮									
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	7	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施									
腰痛を含む心 身の健康管理		短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施									
力砂促尿百生		雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施									
		事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備									
		タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減									
生産性向上の ための業務改		高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務 の提供)等による役割分担の明確化									
善の取組		5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備									
	>	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減									
从 11.421 、 年4 七	7	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容 の改善									
やりがい・働き がいの構成		地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施									
75 6 67 [47.50		利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供									
		支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供									
		期間中の実施が困難な場合 _{出実績がある項目にチェック(v)すること。}									
5 見える化要件についてく特定加算> ※ 職場環境等要件の変更に伴う情報公表システムの改修を予定していることから、令和3年度及び4年度は算定要件としない。 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✔) ✓ 変更なし											
天心し (いる)	히치	方法について、チェック(✔)すること。									

ホームページ	✓	「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	/	✓ 掲載予定		
への掲載	7	自社のホームページに掲載	/	✓ 掲載予定		
その他の方法		事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	/	掲載予定		
による掲示等		その他()	/ □ 予定	

6 届出に係る根拠資料についてく共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
✓ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証等
✓ キャリアパス要件 II の資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
 ▽ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その 他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

[※] 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 3 年 4 月 13 日 法人名 社会福祉法人光洋福祉会

代表者 職名 理事長 氏名 太田 功

[※] 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護 給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

別紙様式2-2 福祉·介護職員処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

法人名	社会福祉法人光洋福祉会

福祉・介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 20,288,964

									- to +	美所の所在地				(1)福祉·介護		收善加算									
					争者	そ の の 利 任 地					1		2		3										
		障害			サー		等	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)管害 福祉サービス等 報酬総額[円](a)	新規・継続の別	算定する 福祉・介 護職員の 選改 算の区分	加算率(b)				算定效	才象)	月(c)			福祉・介護職員処遇改善加 算の見込額 (a×b×c) [円]
1	2	3 1	1 7	6	0	0 4	3	名古屋市	愛知県	守山区	障害者支援施設一粒荘	障害者支援施設:生活介 護	16,914,264	維統	加算I	6.1%	令和	3 年	4	月~令和	4	年 3	月	(12 f	12,381,240
2	2	3 1	1 7	6	0	0 4	3	名古屋市	愛知県	守山区	障害者支援施設一粒荘	短期入所	214,757	維統	加算Ⅰ	8.6%	令和	3 年	4	月~令和	4	年 3	月	(12 ታፆ	221,628
3	2	3 1	1 7	6	0	0 4	3	名古屋市	愛知県	守山区	障害者支援施設一粒荘	施設入所支援	7,447,772	維統	加算Ⅰ	8.6%	令和	3 年	4	月~令和	4	年 3	月	(12 ታፆ	7,686,096
4																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
5																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
6																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
7																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
8																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
9																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
10																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
11																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
12																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
13																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
14																	令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
15				Ц													令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
16				Ц													令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
17				Ц													令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
18				Ц													令和	年		月~令和		年	月	(₇ }	1)
19	-	-		Ц			\sqcup										令和	年		月~令和		年	月	(5	1)
20																	令和	年		月~令和		年	月	(5	1)

別紙様式2-3 福祉·介護職員等特定処遇改善計画書(施設·事業所別個表)

法人名 社会福祉法人光洋福祉会

福祉・介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円] 5,381,448

												(2)福祉·介護職員等特定処遇改善加算												
		障害福祉サー 事業所番				指定権者名	事業所	の所在地	事業所名	サービス名	一月あたり(処 遇改善加算等 を除いた)障害 福祉サービス等 報酬総額[円](a)	(1)				3						4		
					(等		都道府県	道府県 市区町村				新規・ 継続 の別	算定する福祉・介護職員 等特定処遇 改善加 区分	加算率(d)	配置等要件									福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額(a×d×e)[円]
1	2 3 1	1 7	6 0	0	4 3	1 名古屋市	愛知県	守山区	障害者支援施設一粒荘	障害者支援施設:生活介護	16,914,264	維統	区分なし	1.7%	-	令和	3 年	4	月~令和	4 4	F 3	月 (12 ヶ月)	3,450,504
2	2 3 1	1 7	6 0	0 4	4 3	1 名古屋市	愛知県	守山区	障害者支援施設一粒荘	短期入所	214,757	継続	区分なし	2.1%	-	令和	3 年	4	月~令和	4 4	F 3	月 (12 ヶ月)	54,108
3	2 3 1	1 7	6 0	0 4	4 3	1 名古屋市	愛知県	守山区	障害者支援施設一粒荘	施設入所支援	7,447,772	継続	区分なし	2.1%	-	令和	3 年	4	月~令和	4 4	F 3	月 (12 ヶ月)	1,876,836
4															-	令和	年		月~令和	j	F	月(ケ月)	
5															-	令和	年		月~令和	1 É	F	月 (ケ月)	
6					Ш										=	令和	年		月~令和	1 É	F	月(ヶ月)	
7															-	令和	年		月~令和	1 É	F	月 (ケ月)	
8					Ш										=	令和	年		月~令和	1 É	F	月(ヶ月)	
9					Ш										=	令和	年		月~令和	<u> </u>	F	月 (ヶ月)	
10					Ш										_	令和	年		月~令和	j	F	月 (ヶ月)	
11					Ш										_	令和	年		月~令和	j ź	F	月(ヶ月)	
12					Ш										=	令和	年		月~令和] <u> </u>	F	月 (ヶ月)	
13					Ш										_	令和	年		月~令和	j ź	F	月(ヶ月)	
14					Ш										_	令和	年		月~令和	j	F	月 (ヶ月)	
15					Ш										=	令和	年		月~令和	j	F	月(ヶ月)	
16					Ш										_	令和	年		月~令和	j	F	月 (ヶ月)	
17					Ш										_	令和	年		月~令和	j	F	月 (ヶ月)	
18					Ш										_	令和	年		月~令和	j	F	月 (ヶ月)	
19					Ш										=	令和	年		月~令和	<u> </u>	F	月 (ヶ月)	
20															_	令和	年		月~令和	<u> </u>	F	月 (ヶ月)	